

身体拘束廃止の指針

厚生労働省からの通達があったように“身体拘束^{ゼロ}”に向けた取り組みとして下記のとおり身体拘束廃止委員会を設置し、これに則り、さくら苑での身体拘束廃止の指針とする。

<身体拘束廃止委員会>

○構成員

- ・施設長 介護支援専門員 生活相談員 介護主任 看護職員（代表者）
ケース担当者 ほか施設長の認めた者

○開催頻度

- ・対象者1名に対し最長3ヶ月ごとに協議する。
（新規入所と同時に拘束を開始する場合は、入所1ヶ月経過時に再協議。
以降最長でも3ヶ月ごと）
- ・既存入所者で緊急性のある時は、構成員の申し出により臨時開催もある。

○議決の可否

- ・構成員全員のうち過半数の出席で協議とみなす。また、出席者の全員一致の意見を決定事項とする。

○家族同意

- ・原則、介護支援専門員が家族への説明者となり同意をいただく。
（ただし、勤務の都合により生活相談員もしくは施設長が行うこともある）
- ・原則、初回の同意は家族に直接説明し、同意書の署名捺印をいただく。ただし、緊急時は、電話での説明を行い、後日同意書に署名捺印をいただいても構わない。
2回目以降は同意書を郵送し、電話での説明を行い署名捺印後、郵送または持参していただく。

○廃止

- ・身体拘束廃止委員会で拘束が不要と判断された場合、早急に同意を頂いた家族に廃止の説明をすること。その際、拘束が廃止になっても安全を確保出来る手段を同時に説明し、安心していただくように配慮する。

○身体拘束の範囲・定義

- ・厚生労働省通達のとおり。
- ・その他、対象者本人からの申し出があれば、身体拘束の定義を説明する。それでも希望するのであれば、その家族に状況を説明して同意をいただく。

平成24年4月1日から施行する
平成29年4月1日更新